

小牧市学習支援事業「駒来塾」運営委員会設置要綱

令和2年2月14日
31小こ第2366号

(設置)

第1条 十分な教育環境に恵まれていない中学生の主体的な学習習慣の定着及び学力の向上を図るための学習支援事業「駒来塾」(以下「駒来塾」という。)を適正かつ円滑に実施するため、小牧市学習支援事業「駒来塾」運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 駒来塾の実施に当たり、具体的な運営方法に関すること。
- (2) その他駒来塾の実施に必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 駒来塾の学習支援員
- (3) 小牧市立中学校の校長
- (4) 小牧市立学校地域コーディネーター
- (5) 小牧市児童館の所長又は館長
- (6) 小牧市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(小牧市学習支援事業「駒来塾」検討委員会設置要綱の廃止)

2 小牧市学習支援事業「駒来塾」検討委員会設置要綱(平成29年3月31日28小こ第2493号)は、廃止する。